

# 平成28年第3回教育委員会臨時会議事録

平成28年11月2日（水）

杉並区教育委員会

## 教育委員会議事録

**日 時** 平成28年11月2日（水）午前10時00分～午前10時24分

**場 所** 教育委員会室

**出席委員** 教 育 長 井 出 隆 安 委 員 對 馬 初 音  
委 員 久 保 田 福 美 委 員 伊 井 希 志 子  
委 員 折 井 麻 美 子

**出席説明員** 事 務 局 次 長 徳 嵩 淳 一 学 校 整 備 大 竹 直 樹  
担 当 部 長  
中 央 図 書 館 長 森 仁 司 庶 務 課 長 岡 本 勝 実  
教 育 人 事 企 画 課 長 藤 江 敏 郎 学 校 整 備 課 長 和 久 井 伸 男  
ス ポ ー ツ 振 興 課 長 阿 出 川 潔

**事務局職員** 庶 務 係 長 井 上 廣 行 法 規 担 当 係 長 岩 田 晃 司  
担 当 書 記 小 野 謙 二

**傍 聴 者 数** 0 名

## 会議に付した事件

### (議案)

- 議案第86号 杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第87号 杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第88号 杉並区体育施設等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第89号 杉並区学校教育職員の教育管理職選考及び4級職（主幹教諭・指導教諭）に係る事務の委託について
- 議案第90号 土地の取得について
- 議案第91号 杉並区立高井戸地域区民センター外2施設の指定管理者の指定について
- 議案第92号 杉並区荻窪体育館外2施設の指定管理者の指定について
- 議案第93号 杉並区下高井戸運動場外1施設の指定管理者の指定について
- 議案第94号 平成28年度杉並区一般会計補正予算（第6号）

## 目次

### 議案

議案第86号	杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	4
議案第87号	杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例	5
議案第88号	杉並区体育施設等に関する条例の一部を改正する条例	6
議案第89号	杉並区学校教育職員の教育管理職選考及び4級職（主幹教諭・指導教諭）に係る事務の委託について	7
議案第90号	土地の取得について	8
議案第91号	杉並区高井戸地域区民センター外2施設の指定管理者の指定について	10
議案第92号	杉並区荻窪体育館外2施設の指定管理者の指定について	10
議案第93号	杉並区下高井戸運動場外2施設の指定管理者の指定について	11
議案第94号	平成28年度杉並区一般会計補正予算（第6号）	12

**教育長** ただいまから平成28年第3回杉並区教育委員会臨時会を開催いたします。

本日の会議について、事務局より説明をお願いいたします。

**庶務課長** 本日の議事録の署名委員につきましては、教育長より事前に對馬委員との指名がございましたので、よろしくをお願いいたします。

次に、本日の議事日程についてでございますが、事前にご案内のとおり議案9件を予定しております。

以上でございます。

**教育長** それでは、本日の議事に入ります。

本日の案件につきましては、いずれも平成28年第4回区議会定例会への提出予定議案であり、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定に基づく区長からの意見聴取案件であることから、区の意思形成過程上の案件となっております。

したがいまして、同法第14条第7項の規定により、本日の会議を非公開としたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

**教育長** それでは、本日の会議を非公開といたします。

では、議案の審議を行いますので、事務局より上程説明をお願いいたします。

**庶務課長** それでは日程第1、議案第86号「杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」を上程いたします。

それでは、ご説明いたします。

地方公務員は法律によって身分が保障され、景気変動による失業が予想されにくい等の理由から、一部の者を除き、雇用保険法の適用対象から除外されているところでございます。退職手当の額が雇用保険法の失業等給付相当額に満たず、かつ退職後一定の期間失業しているときは、杉並区職員の退職手当に関する条例の規定により、その差額分を特別の退職手当として支給することとしております。

この度、雇用保険法の一部が改正され、65歳以降に新たに雇用される者が雇用保険法の適用対象とされたほか、就職促進給付が拡充される等の措置が講じられたところでございます。

このことに伴いまして、所要の規定の整備を図る必要があるため、条例を改正するものでございます。

それでは主な改正の内容につきまして、ご説明を申し上げます。

議案を4枚おめくりいただきまして、新旧対照表の2ページをご覧ください。失業者の退職手当について規定しております第15条第5項におきまして、高年齢継続被保険者について、新たに高年齢被保険者と定義されることに伴い、用語を改める等の規定の整備を図るものでございます。

続きまして、新旧対照表の4ページをご覧ください。第8項におきまして、現行の広域求職活動費に就職面接のための子の一時預かり費用等を加えた求職活動支援費として新設するための用語を改めるほか、その他の条文におきまして所要の規定の整備を図るものでございます。

最後に附則でございますが、施行期日は平成29年1月1日とするほか、必要な経過措置を定めております。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

**教育長** それでは、議案の採決を行います。

議案第86号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** それでは異議がございませんので、議案第86号につきましては原案のとおり可決といたします。

**庶務課長** それでは日程第2、議案第87号「杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例」を上程いたします。

それでは、ご説明いたします。

学校教育法の規定により、児童等の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う指導教諭の職を置くことができるとされているところでございます。区立の小中学校等におきまして、平成26年度から県費負担教職員に指導教諭の職が置かれておりますが、この度、区の学校教育のさらなる充実及び県費負担教職員との昇任制度の均衡を図るため、杉並区学校

教育職員、いわゆる区費教員にも指導教諭の職を置くことといたしました。

このことに伴いまして、学校教育職員の定義を改める等の必要があるため、条例を改正するものでございます。なお、関連する3件の条例につきまして条建てで改正することとしております。

それでは、改正の内容につきましてご説明を申し上げます。

議案を1枚おめくりください。第1条におきまして、杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例を、第2条におきまして、杉並区学校教育職員の給与に関する条例を、第3条におきまして、杉並区学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例をそれぞれ改正するものでございます。

改正の内容でございますが、学校教育職員に指導教諭を加えるほか、第2条による杉並区学校教育職員の給与に関する条例の改正におきまして、指導教諭の職務の級は4級とすることとしております。

最後に施行期日でございますが、平成30年4月1日としております。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

**教育長** それでは、議案の採決を行います。

議案第87号につきまして、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** それでは、異議がございませんので、議案第87号につきましては原案のとおり可決といたします。

**庶務課長** それでは、日程第3、議案第88号「杉並区体育施設等に関する条例の一部を改正する条例」を上程いたします。

それでは、ご説明いたします。

この条例は、10月26日の教育委員会で報告をさせていただきました、永福体育館の今後の運営につきまして、旧永福南小学校の跡地への移転までの期間、現施設における運営を業務委託により運営するための改正でございます。永福体育館の指定管理者の指定期間は、平成29年3月31日をもって満了することとなりますが、当該体育館につきましては平成30年9月に旧永福南小学校の跡地への移転が予定されており、移転まで

の期間が1年5カ月と短いことから、その間は指定管理者によらず業務委託により区が直営運営することといたしました。このことに伴いまして、永福体育館の使用料を定める等の必要があるため、条例を改正するものでございます。

それでは、改正の内容につきましてご説明を申し上げます。

議案を1枚おめくりください。別表第3におきまして、永福体育館の使用料を定めるものでございまして、現在の利用料金と同額としております。また、永福体育館の利用料金にかかる規定を削除する等の必要な規定の整備を行うものでございます。

最後に、附則でございます。施行期日は平成29年4月1日とするほか、必要な経過措置を定めております。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

**教育長** それでは、議案の採決を行います。

議案第88号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** それでは、異議がございませんので、議案第88号につきましては原案のとおり可決といたします。

**庶務課長** それでは、日程第4、議案第89号「杉並区学校教育職員の教育管理職選考及び4級職（主幹教諭・指導教諭）に係る事務の委託について」を上程いたします。

教育人事企画課長からご説明いたします。

**教育人事企画課長** それでは、議案第89号につきまして、ご説明をいたします。

先月26日の教育委員会定例会におきまして議決いただきました内容のとおり、杉並区は東京都と協議いたしまして、県費負担教職員、いわゆる都費の教員と選考水準の均衡を図るため、杉並区学校教育職員、いわゆる区費教員の教育管理職選考及び4級職（主幹教諭・指導教諭）選考に係る事務を委託することとしたところでございます。

杉並区の事務の一部を東京都に委託することにつきましては、地方自



治法の規定に基づきまして議会の議決を得る必要がございます。

それでは、委託の内容につきましてご説明申し上げます。

議案を2枚おめくりいただきまして、杉並区学校教育職員の教育管理職選考及び4級職選考に係る事務委託に関する規約をご覧ください。

杉並区学校教育職員の教育管理職選考及び4級職選考に係る事務に關しまして、杉並区と東京都の間において事務委託に関する規約を結び、その事務の管理及び執行を東京都に委託するものでございます。

規約第2条におきまして、委託事務の管理及び執行に要する経費は原則として杉並区の負担とし、経費の額及び交付の時期は杉並区と東京都が協議して定めることとしております。

附則でございますが、この規約の有効期間は平成29年4月1日から平成30年3月31日までとし、満了期日までに双方別段の意思表示がない場合は、さらに1年継続するというものでございます。

私からの説明は以上でございます。なお、議案の朗読は省略させていただきます。よろしく願いいたします。

**庶務課長** それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

**教育長** それでは、議案の採決を行います。

議案第89号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** それでは、異議がございませんので、議案第89号につきましては、原案のとおり可決といたします。

**庶務課長** それでは、日程第5、議案第90号「土地の取得について」を上程いたします。

学校整備課長からご説明いたします。

**学校整備課長** それでは、議案第90号につきましてご説明を申し上げます。

本件は、当該用地に富士見丘小学校を移転し、富士見丘中学校と一体的に整備を図るための用地として取得するものでございます。

なお、本件用地取得に当たりましては、平成28年8月30日開催の第14回教育委員会定例会におきまして、教育財産の取得の申出及び平成28年度用地会計予算につきましてご議決いただいたところでございます。

それでは、議案を1枚おめくりいただき「土地の取得について」をご覧いただきたいと存じます。所在地は杉並区久我山二丁目873番1ほか4筆で、取得予定面積は7,405.45平方メートルでございます。土地の所有者は王子ホールディングス株式会社でございます。取得予定価格でございますが、30億7,322万1,900円でございます。契約の相手方は王子ホールディングス株式会社でございます。仮契約は本年10月28日付で成立しているものでございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

**庶務課長** それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございますでしょうか。

**久保田委員** 保護者・地域の要望等を生かしながら、よりよい学校づくりに向けて進めていただければと思います。この用地取得の後、懇談会とかあるいは学校整備計画等のおおよその進め方、見通し等を教えていただければと思います。

**学校整備課長** 今お話しがありました懇談会につきましては、早くて平成29年度の後半くらい、遅ければ30年度になるかもしれませんが、この用地につきましては、図面がその裏についてございます。議案の3枚目になります。当該用地で斜線が引いてあるところでございますけれども、富士見丘中学校との間に区道がございます。この区道の下に下水管の本管が入っておりまして、この本管の取り扱いをどうするかとか、それからあと当然富士見丘小学校にも遠くなるというところでは、通学路の環境をどうするか、それから当該用地のすぐ左に今、都立の高井戸公園を建設している最中でございますけれども、こちらのいわゆる公園用地を学校の運動場として使わせていただくということで今、東京都と調整をしている最中でございます。

そうしたもろもろの調整検討事項がまだ課題としてたくさんございまして、懇談会は始めたいと思っているところですが、この検討期間に、29、30年と2カ年くらい費やす予定でございます。その後、31年度が基本設計、32年度で実施設計、33・34年度の2カ年で工事をし、実質開校予定は平成35年の4月としているところでございます。

以上でございます。

**庶務課長** ほかに、よろしいでしょうか。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

**教育長** それでは、議案の採決を行います。

議案第90号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** それでは、異議がございませんので、議案第90号につきましては、原案のとおり可決といたします。

**庶務課長** それでは、日程第6、議案第91号「杉並区立高井戸地域区民センター外2施設の指定管理者の指定について」を上程いたします。

スポーツ振興課長からご説明いたします。

**スポーツ振興課長** 私から議案第91号「杉並区立高井戸地域区民センター外2施設の指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。

では、議案を1枚おめくりいただきたいと思います。本年10月26日の教育委員会におきまして、杉並区立高井戸地域区民センター、杉並区立高齢者活動支援センター及び杉並区高井戸温水プールを一体的に運営する指定管理候補者の選定結果についてご報告させていただきましたとおり、指定管理者の名称はシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社でございます。主たる事務所の所在地は記載のとおりでございます。指定管理期間は平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間としております。

議案第91号の説明につきましては以上でございます。なお、議案の朗読は省略させていただきます。

**庶務課長** それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

**教育長** それでは、議案の採決を行います。

議案第91号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** それでは異議がございませんので、議案第91号につきましては原案のとおり可決といたします。

**庶務課長** それでは、日程第7、議案第92号「杉並区荻窪体育館外2施設の指定管理者の指定について」を上程いたします。

引き続き、スポーツ振興課長からご説明いたします。

**スポーツ振興課長** 議案第92号「杉並区荻窪体育館外2施設の指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。

では、議案を1枚おめくりいただきたいと存じます。本年10月26日の教育委員会におきまして、杉並区荻窪体育館、杉並区高円寺体育館及び杉並区松ノ木運動場を一体的に運営する指定管理候補者の選定結果についてご報告させていただきましたとおり、指定管理者の名称は公益財団法人杉並区スポーツ振興財団でございます。主たる事務所の所在地は記載のとおりでございます。指定管理期間につきましては、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間としております。

議案第92号の説明につきましては以上でございます。なお、議案の朗読は省略させていただきます。

**庶務課長** ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

**教育長** それでは、議案の採決を行います。

議案第92号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** それでは、異議がございませんので、議案第92号につきましては原案のとおり可決いたします。

**庶務課長** それでは、日程第8、議案第93号「杉並区下高井戸運動場外1施設の指定管理者の指定について」を上程いたします。

スポーツ振興課長からご説明いたします。

**スポーツ振興課長** 議案第93号「杉並区下高井戸運動場外1施設の指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。

では、議案を1枚おめくりいただきたいと存じます。本年10月26日の教育委員会におきまして杉並区下高井戸運動場及び杉並区立下高井戸区民集会場を一体的に運営する指定管理候補者の選定結果についてご報告させていただきましたとおり、指定管理者の名称は公益財団法人杉並区スポーツ振興財団でございます。主たる事務所の所在地は記載のとおりでございます。指定管理期間は平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間でございます。

議案第93号の説明につきましては以上でございます。なお、議案の朗

読は省略させていただきます。

**庶務課長** それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

**教育長** それでは、議案の採決を行います。議案第93号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** それでは、異議がございませんので、議案第93号につきましては原案のとおり可決といたします。

**庶務課長** それでは、日程第9、議案第94号「平成28年度杉並区一般会計補正予算(第6号)」を上程いたします。

それでは、ご説明いたします。

議案を2枚おめくりいただき、補正予算概要の2ページをご覧ください。今回の補正予算は翌年度以降の債務負担行為の限度額を設定するものでございまして、今年度の教育費の歳入歳出予算に関するものの補正はございません。

それでは、債務負担行為についてご説明いたしますので、4ページをご覧ください。先ほど体育施設等の指定管理者の指定についての議案をご議決いただきましたとおり、松ノ木運動場外4施設の指定管理者制度による管理運営は、平成29年度から平成33年度までの5年間を予定しております。そのため、平成29年度から33年度までの間、それぞれの施設において記載の金額を管理運営費の限度額として設定するものでございます。

最後に3ページ目をご覧ください。先ほどご説明いたしましたとおり、今年度の教育費の補正はございませんので、教育費の総額は167億5,642万2,000円に変更はございません。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

**教育長** それでは、議案の採決を行います。

議案第94号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** それでは異議がございませんので、議案第94号につきましては原案のとおり可決といたします。

以上で、議案の審議を終わります。

それでは、以上で本日予定されておりました日程は全て終了いたしました。

庶務課長、連絡事項がございましたら、どうぞ。

**庶務課長** 次回の日程でございますが、11月16日水曜日、午前10時から定例会を予定しております。よろしく願いいたします。

以上でございます。

**教育長** それでは、本日の教育委員会を閉会いたします。